## 教育大綱作成における各計画との整合性について

		平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
	総合計画						*						
茨 城 県	教 育 大 綱												
	教育振興基本計画								1年延長				
	総合計画	≪前計	画期間H19~H28	3>		<b>《前期》</b>			< r	· 期≫	<b>作成期間</b>	< ## A 14 A	<b>∳期≫※4年</b>
割市	教育 大綱	≪教育振興基	基本計画を大綱とす	作成期間						2年	<b>延長</b> 作成期間	一本化 or	新規策定
	教育振興基本計画		≪1期≫	作成期間			《2期》			2年3	<b>延長</b> 作成期間		3期≫※4年

※教育大綱:地方公共団体の長が策定し、期間は4~5年。

※教育振興基本計画:地方公共団体は政府の作成する教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。